

ウップラン法典（中世スエーデン）における 土地所有形態

伏 島 正 義

は じ め に

筆者は別稿¹⁾において、北欧とりわけスエーデンの中世における土地の所有形態について検討した。それによれば、その所有形態を、従来の学説どおり、畢竟ゲルマン社会に特徴的な *Gewere* ゲヴェーレとして結論的に解すことに異論はない。たしかに検討結果によれば、その *Gewere* は同時代の西欧封建社会にみられたそれより、幾分未発達な段階にあったと解せられ、したがってこの点において、その相違は西欧世界、北欧世界それぞれの社会的、文化的な発展段階あるいは発展の筋道の相違に対応しているものとして、両世界を比較検討する場合、重要な論点の一部を提供するものと思われる。しかしながら、別稿で得られた検討内容は、示唆豊富にして、そうした結論的認識に踏みとどまるものではない。詳細は別稿に譲るとして、その一部を概略紹介すれば、当該社会における標準的農民たるブーンド (bonde) の土地所有形態は、個人（一般的には一定範囲の氏族を単位とする）の主体的な、言わば自由なイニシアティブの原理と共同体的な、言わば制限的枠組の原理という相互に二律背反的関係の下にあり、それら相互の絡み合いの中で確保されるという形態として考えられる。換言すれば、その所有形態は、一方においてはたしかに個人の実力に根ざしているものの、他方において、それはけっして共同体的諸関係からは遊離せず、両者の不可分に絡み合った関係の中に展開していたと解せられる。当該論点のより包括的な検討は他日に委ねざるをえない。しかしここに一語付言しておけば、上記の論点は、原初ゲルマン社会を検討する際にたえず提起される従来の2大学説、つまり共同体員間に平等の原理を想定する共同体説、あるいはなんらかの支配原理を想定する（新）領主制説、いずれか一方の二者択一を迫り、あるいは二者択一の議論に沿う、そうした論調による従来の検討方法に再考を促さずにはおれない、より複雑な社会関係を内包するものであることを示している。

以上得られた結論は、13世紀初期に個人的発意で書き記され、判告集的色彩を残留せる地方法書 (*rättböcker*) 史料、旧ヴェストヴァイエータ法書 *Äldre Västgötalagen* を中心とする分析によるものであった。本稿においては、当該史料より幾分時期的に遅く、13世紀末に成る地方法典

(lagböcker) ウップラン法典 *Upplandslagen*²⁾ を史料として、上記の分析結果を再検討し、内容を豊かにせんとするものである。なお、当該法典の成立の経緯あるいはその章および条項構成は、概略以下のとおりである。テュンダランド *Tiundaland* 出身の法律家で、騎士であるビルイエール・ペルソン *Birger Persson* († 1327) による最初の提案に基づき、テュンダランド、アトウンダランド *Attundaland*、フェデュルンダランド *Fioebrundaland* の3地域の法律編纂（判告集的性格）が着手された。その後指名された十数人による作業を経て、8章にまとめられた。斬新な規定が加えられつつも、まさに旧ヴェストゥイエータ法書がルンバル *Lumbær* (9世紀ないし10世紀) による判告集の面影を伝えているように、同時に「異教時代の異教徒であるビエール・スパ *Viger spa* (*Wiger spa. heþin i. heþnum timæ*)」(当該法典「緒言」) (年代不詳) の手にかかる法書の断片 (*Wigers flokker*) (同所) に基づくものであった。この編纂法例集は1296年1月2日ビルイエール・マグヌス王 *Birger Magnusson* (生没1380—1321，在位1290—1318) により裁可を得た。王の裁可を得た当該法典は、その後編纂された他のいくつかの法書、法典に影響を与えつつ、その後の転写の際に多くの変更が加えられ、したがって校訂本が多数存在する。

当該法典の章 (*balkær*) および条項構成は次のとおりである。「王の裁可書 (*Confirmatio Regis Birgeri*)」。「緒言 (*Praefatio*)」。「教会 (*Kirkiu balkær*)」§§1～22。「王 (*Kununx balkær*)」§§1～12。「相続 (*Ærfþær balkær*)」§§1～25。「平和享受 (*Munhoelghis balkær*)」§§1～54。「土地 (*Jorþær balkær*)」§§1～23。「売買 (*Kiöpmalœ balkær*)」§§1～11。「村落 (*Wibærbo balkær*)」§§1～29。「裁判 (*Þingmalœ balkær*)」§§1～14。「追加 (*Additamenta*)」。以上の章構成は標題をそのまま表記したものであり、「緒言」で説明されている章の構成内容に基づくものではない。

ところで本稿は、当該法典の中でも特に「村落 (*Wibærbo balkær*)」§§1～29に限って分析を試みる。章および条項構成全体からみれば、限られた部分に依っているとはいえ、そこに規定された諸条項は、土地の所有形態および村落共同体関係を考察する点では貴重な示唆を提供してくれるものと期待される。

I

標準的農民たるブーンドが生活していくうえで最も重要な社会的、経済的基礎は、家屋敷の大中小および村落内におけるその位置関係にあった。この点は次の規定においてみられる。

屋敷 (*tompt*) は村の（分割）尺度（基準）(*byæmali*³⁾)、ペニングラント (*pæninx land*)、エルトークラント (*örtognæ land*)、エーレスラント (*öris land*) およびマルクラント (*markland*) にしたがって設置される。そこで各人は、(従来) 村落内に持っていたと同様に、

自分の持分 (sin lot) を獲得するのであり、各人は、より多くあるいはより少く持っていたかに応じて、自分の持分を決定しなければならない (raþi hwar sinum lot. hwat han aghær minnæ ællr merae)。誰れも、法的罰金 (laghæ botum) を賭ける (wip hæti, 失う) のでない限り、他人 (andrum) から彼の持分 (sitt) を奪ってはならない。[§1—1]

村に四分区⁴⁾より少く持っている者 (þæn minnæ a æn en fiærþung) は誰れも、村を等分 (iæmföres) に分割することはできない。村に大部分を持つ (mæst...aghær) 者が位置を決定する。土地所有者すべての意志 (賛成) (allæ iorþeghandæ williæ) なくしては、正しい太陽分割制の下にある村 (by .j. rættri solskipt) を引き裂く (rywæ, 再分割する) 権利 (wald) を誰れも持たない。[§1—2]

上記の条項によれば、標準的農民は、一定の家屋敷およびそれに対応する耕地を確保し、下限として四分区を確保していることが条件と解せられ、そうした彼らが主体となって、耕地配分は実施される。村落の建設についても彼らが主要な構成員として、その任務に当ったと思われる（村落の建設については §2において詳細に記されている）。ところで、§1—2 にみる太陽分割制とは、家屋敷の位置関係にしたがって、耕地が分配される方法である。次の規定はこうした太陽分割制による畠地の分割と思われる。

さて、農民たちは自分の村（の土地）にいかに播種すべきかについて語られている。彼らは、（家屋敷）にしたがって畠地 (akær) を分割し (brytæ), そして（その分割地片の間に）境界標示 (deldæ ra) を設置しなければならない。そこでそれぞれの柵 (giærþi⁵⁾, 囲い地) の間に公道 (almannæ wæghær) が貫いていることがある。畠地が道路に沿ってあるならば、道路は10エーレ (alnæ) の幅であり、そして公道の片側 (wægh⁶⁾) それぞれに3フィート (fiætæ) (幅の土地) が村の（分割に基づく）持分 (byæmål) に加えて置かれなければならない。そこで畠地は屋敷にしたがって分割される。もしそれ（通路）が通交畦 (gangu ren⁷⁾) であるならば、（畠地）から2フィート（幅の土地）が（持分に加えて）置かれることになり、鳥の畦 (fulgæ ren⁸⁾) であるならば、1フィート（幅の土地）が置かれることになる。畠地が囲まれた屋敷 (garþi) あるいは堤 (diki) に沿ってあるならば、補償 (giöþing) として2フィート（幅の土地）が（持分に加えて）置かれることになる。

当該規定において再度確認できるように、家屋敷の大小およびその位置関係は耕地配分の核心である。しかしそれは単に耕地の利用に優劣をもたらしたにとどまらない。他の生産活動の分野においても、その利用権の有無あるいは利用権の大小の基準となったのである。たとえば、豚 (svin) を飼育するための共有林の分割 (§8), 魚獲施設 (woerki) の設置およびその利用 (§16—2・3), 水車場 (mylnnstanper) の取得およびその利用 (§22), 自他を区別する標識 (mærki) の帰属権をめぐる紛争 (§27—1) においてみることができる。

以上の諸規定によればたしかに、村人は一般に各自の生産活動および彼ら相互間の共同体的諸事万端を、彼ら自身の「村の規則 (bymål)」を遵守することによって、いわば自己規律的に運営した。しかし彼らの間において、経済力に格差が存在していたことも明らかである。この点は他に経済活動の手段や対象が個人的に確保されていたと考えられる表現からも、補強することができる。たとえば、「他人の森 (skogha annær manz)」における木材の横領あるいは狩猟に関する規定 (§§14, 特に第 1 ~ 9 項; 15 principium ((以下 pr と略記)), 同第 1 項; 17—3; cf. §7), 「他人の土地 (bolstab annær manz)」に隣接した川辺あるいは「他人の水域 (annær watn)」への魚獲施設の設置に関する規定 (§16 pr, 同第 1 項), 「他人の水車小屋 (annær manz quærnæ hus)」の焼失に関する規定 (§25), 許可なき「他人の家畜 (feær ((annær manz)))」の利用 (§26) およびその傷害に関する規定 (§§28, 29) などは生産手段や用具が個人に帰属していたことを示している。したがって、生産手段や用具の有無あるいはその活用の仕方次第では、あきらかに生産活動の成果に相違が生じることになるであろう。次の規定は個人の主体性如何によっては土地利用に格差が生じうる要素となる可能性を示している。

人が荒蕪地 (ökn) および共有地 (almæning) に行き、開墾をする (ryþær ok rymir)。さらに彼は前進する。他の者が既墾地 (ruddu) の近くにやって来て、開墾地の付近を掘り起し、樹皮をむき、印をつけ (barkær ok blikær), (そして) 垣と柵 (garpi ok wærn) で周囲を囲む。以前に開墾した者がそこにやって来、そして言う。「何故あなたは私の開墾地 (ruþu minæ) へ來るのか」。「そうではない」と彼は (返) 答し、「それは私の開墾地であり、あなたのそれではない。私が樹皮をむき、印をつけた」と言う。周囲を柵 (hwærfft⁹) で囲み、そしてそこに居住する (bor) 者に、土地取得の権利 (wald ok wizorb) が与えられ、そして以前に開墾した者は、退去したことにより、自分の労働 (ærffwbi sinu¹⁰) を喪失してしまう (hawi fore gangit)。[§20—2]

この規定は、開拓の自発性を持つ者には、より多くの土地利用が可能であることを示している。個人への帰属傾向の促進は他に、森林および水域の利用についてみられる (§§14—13; 16—2)。他に、「新開墾地に関して (um nyær uppgiærþir)」(§21) も参考になる。なお、当該規定 (§20—2) で留意すべき点は、開拓をした場合、現実に利用権を享受するためには、柵の設置、樹皮の皮むきなど一定の行為を必要としただけではなく、現実に居住していることを条件としている点である。同様に、標識 (mærki) 紛争においても、現実的居住者にその権限がある (§27—1)。また同趣旨の規定として §17 pr を挙げることができる。この規定によれば、浮島 (flotholmber) は、それを「自分の土地に固定し (gitær fæst wiþ land sitt)」うる者が、「自分の労働によって保持しなければならない (haldi fore œwþi sitt¹¹)」のである。これらはゲルマン社会の特徴的断片である *Gewere* の具体的な内容を如実に示すものとして見落すこととはできない。

こうして当該社会における経済活動の手段や対象は、個人的に確保され、さらに個人的積極性に依存して拡大されていった。したがって経済的活動の手段、とりわけ土地（耕地、森林、荒蕪地等）は自他の区別が計られ、しかも安定的に確保され続けることが必要であった。それは原則として境界標示（*ra ok rör*¹²⁾ の設置を必要ならしめた（§§17, 18）。開墾地あるいは「特別地（*urfiølder*）」などの周囲に柵を設置することは、次の規定においてみると、単に必要事であったにとどまらず、責任、義務でもあった。

さて、垣の倒壊（*garþæ fall*）について語られる。農民（bonde）が住居のすべて（*by allæn*¹³⁾）あるいは開墾地（*ryzl*）あるいは特別地（*urfiæld*¹⁴⁾），それが畠地（*akær*）であれ草地（*aeng*）であれ、を持っているならば、自分の垣（*garþi sinum*）に自身責任を負わなければならぬ（*warþi sialfwær*）。仮に家畜（*fæ*）が入り込む場合（といえども）、それが非馴致の家畜（*otamæ fæ*）である場合を除いては、賠償は支払われない（*ogilt*）。非馴致の家畜が入り込む場合は、損害賠償（*bötis skapi*）が施されるのであり、柵の倒壊に相当しない。

[§6 pr]

当該規定によれば、非馴致家畜の侵入以外は、家畜侵入は垣設置者に垣の維持に怠慢（*försummelse i gärdsgårds underhållande : negligentia in saepe struenda*¹⁵⁾）があったことを物語り、これは「垣の倒壊」に該当し、いかなる賠償の対象とはならないのである¹⁶⁾。垣の設置および維持が、単に必要性にとどまらず、義務でさえあったことがここに明瞭に示されている。しかも境界標示の形式が定められ（§18），その破壊は次の規定にみると、死（絞首）刑を以て罰せられたことは、その個人的帰属性の強さを表出しているものとして解すことができる（他に§9—3（「他人に所属する耕地は、仮に未耕作の状態にあっても、みだりに利用することは許されない」）参照）。

もし人（man）が土地（*bolstab*）に境界標示（*ra*）と置石（*rör*）を設置し、あるいは（既設の）境界標示と置石を破壊し、現行犯で捕えられることになり（*wærþær bar. ok a takin*），それについて6人の証人が存在するならば、彼（han, 逮捕者）は（彼（man）を）束縛し、裁判集会へ連行すべく、そこ（現場）に居合せそして目撃した6人の証人を満たさなければならない。原告（*malseghandi*）は彼の生命（*liff*）を奪いそして絞首（*up hængiæ*）するか、あるいは彼（han, つまり man）の可能とする（賠償）部分のそれを自身喪失させるか、彼（原告）の望むところの権利（*wald*）を享受する。[§18—1]

II

ところで、如上にみたように経済的諸手段あるいは対象が、その属性として個人的帰属性を有

しているとするならば、それらの運用は、共同体的諸関係とまったく無関係に展開していたのであろうか。この点について次の囲繞施設の設置および撤去に関する規定は、なんらかの鍵を示しているように思われる。

農民が囲い地 (*giærþi*) へ自分の種枊 (*sæþæ spanni sinum*) を持つて行くならば、その種枊が持ち出される以前に、すべての隣人 (*allir grannær*) は豚の（進入するような）穴の閉塞 (*swin tæpt*) を完了しなければならない。もし誰かがそのことを無視し、豚の穴閉塞をしようとしているならば、柵仲間 (*wærnælaghær*) が召集され、そのための目撃 (*syn*, 検証) に着手しなければならない。その後、(柵に) 大きな穴 (*lip*) を放置するならば、それにつき 3 エーレ (*öræ*) の賠償であり、第 2, 第 3 (の穴)についても同様である。その賠償は柵仲間が自身取得することになる。その囲いの中で（耕地が）鋤かれる (*harfwæt*) 時には、垣は良好な状態 (*wighir ok wælförir*) になければならない。垣が設置されると、隣人は（そのこと）について役人 (*lænsmanni¹⁷⁾*) に報告しなければならない。役人は垣の目撃（証人）を指名しなければならない。裁判集会 (*bingi*) において目撃（証人）が指名され、そして訴えを起す (*kiærir*) 者は、賭金なしに (*wæþiæ löso*) 目撃（証人）を指名することができる。そこで目撃（証人）が来、そしてこれを視察する。彼が、(柵に) 大きな穴 (*barlipæ*) があり、塞がれていない、ということを正当とするならば、その目撃（証人）は垣倒壊 (*garþæ fallit*) を宣誓し、そして隣人達は自身村落の問題 (*byæ mali*) を処理する。垣倒壊にかかる (*hörir*) その者は、一つの大穴につき 3 マルク (*markær*) を賠償すべく、第 2, 第 3 (の大穴) についても 3 マルクである。この賠償は、(柵が) 畑地と牧草地双方の周囲にある場合でも、9 マルク以上となることはない。（以下略）[§6—1]

すべての者は、柵を、牧草地 (*æng*) の周囲ではマリア祭 (*mariu mæssu*) の末まで、畠地 (*akær*) の周囲では門 (*grind*) がその蝶番 (*wagh rakkæ¹⁸⁾*) の所で凍るまで、維持しなければならない。彼¹⁹⁾が二分の一エーレ（ランド）あるいはそれ以下の播種する場合を除いて (*utan*)、彼は自分 (*sinu*) (の播種地) を収穫し、他の柵仲間 (*wærnælaghær*) は彼ら自身 (*sinu*) (の播種地) を収穫する¹⁹⁾。もし彼がそのように収穫することが不可能であるならば、柵仲間は彼のために 3 日間 (柵を) 維持し、そしてその後隣人 (*grannær*) は、咎められることなく (*saklöso*) 柵を開放 (*upp latæ*) することができる。[§10 pr.]

以上の規定から推察を試みるならば、まず指摘可能なことは、柵の設置および撤去は個人にその基本的責任がある。しかしそれはけっして隣人、「柵仲間」とまったく無関係に実行されるのではなく、むしろ彼らと相呼応して、一斉に行われるのである。つまり、農業暦は個人の完全に自由な計画の下に実行されるのではなく、いわば共同体的統一の下に展開されたと推し量ができる。

ところで、このように推察を試みた場合、ある成員が、仮に個人的事情により共同体的統一の下に行われる農業暦、たとえば収穫作業に対応できない場合は、いかなる処置が執られるのであろうか。数日の猶予が許されることは上記にみた（§10）。しかしそれ以外にも共同体的観点からの事前の対策が当然なくてはならない。次の規定はこの疑問的回答となりうるであろうか。

さて農民が自分の畠地（*akri sinum*）を収穫するつもりである。もし彼の下男（*hion*）が病気（*siuk*）になり、あるいは逃げ去る（*bort lopæ*）ようなことになるならば、柵仲間（*wær-nælaghi*）のそれぞれは彼に昼間仕事（*daxwærki*）を援助しなければならない、そしてその後合法的に援助（*lagh hulpit*）された。彼は、柵仲間のある者が柵の畠（*wærn akær*）に（赴く）以前に、昼間仕事を果さなければならない。〔§9 pr〕

「柵仲間」による収穫援助は、彼らによる自発的且つ善意に基づくもの、と解すことも不可能ではない。しかし法典の規定は、その性格上、そうした解釈は不適当であろう。つまり、これは例外的且つ個人的発意に基づく援助について規定したものとは思われない。むしろこれは、まさに共同体的見地に立った処置あるいは対策を規定したもの、解しうるのではなかろうか。当該規定をこのように解すならば、上記に試みた推察、つまり農業暦の共同体的調和を本旨とする運営、はそこに提起された問題点に関する限りでは、その運営の根拠を有することになる。

以上みてきたように、耕地における柵の設置および撤去、あるいは収穫作業が、いわば共同体的規律を以て行われるということは、たしかにそれが個人的な帰属耕地における且つまた基本的に個人的行為に基づいているにもかかわらず、耕地がそもそも共同体的な利害を帯びている、より端的に言えば、共同体的利用の対象にあったからではなかろうか。それはさらに憶測を試みるならば、中部スエーデン地方において部分的に実施されたと考えられている開放耕地制度を想定することができる。なお、当該耕地制度の施行について、その可否あるいはその地域性等について、その概観は別稿において触れたものの、より本格的検討は別の機会に譲る。但し、ここで再度指摘し、強調しておきたい点は、個人的な生産活動が主体となりつつも、それはけっして他の生産者との相互関係からは遊離しては行われないということである。この点についてさらに検討してみよう。

太陽分割制が、一定の土地「所有」者全員の賛成を条件に、決定あるいは変更されることは既にみた（§1—2）。このように一定の土地、別な表現では家屋敷、の「所有」者全員をその条件として生産活動へ関与する例は、他に §2—5（太陽分割制について）、§14—12（オーク材（*ek*）の伐採について）、§18—2（境界標示の移動、撤去について）においてみることができる。また、個人的に土地開発が行われた場合、開墾者自身は一定年限その利用権を享受することはあっても、その期間の経過後は、その開墾地は「分割され（*til skiptis bæræ*）」なくてはならない（§21 pr）。また、「特別な土地」に境界標示の設置を必要としたことは前述した。しかしその設置を怠

れば、「正しい土地分割 (*rættæ byskipt*)」があらためて施されてしまうのである (§17—3)。それは「合法的な位置 (*laghæ læghis*)」つまり「平等にして正しい太陽分割制 (*iæmföre ok rættris solskipt*)」 (§§2—1·5·6) による分割であったと思われる。ここには共同体的原理が生きていることを読み取ることができよう。また、担保として徴された家畜が抵当流れとなる場合、「隣人と村民 (*grannum ok bygdæmannum*)」への報告義務があった (§7—2)。これは、互に債権、債務を有するすぐれて個人的な関係に対して共同体が関与していることを示している。共同体はその成員の経済状態に、単に消極的に関心を懷いていただけではない。むしろ積極的に配慮さえしていたと思われる。これは次に考えられる事情に基づく。

すなわち、森林が場合によっては個人的に分割され、「所有」の対象となり、したがって賃貸の対象となりえたことは前記した (§§14, 17—3, cf. 7)。さらに次の規定によれば、家屋したがってそれに対応する耕地も賃貸の対象となりえたと考えられる。

村が平等 (*iæmföre*) にして正しい太陽分割 (*rættri solskipt*) の下にあるならば、彼 (*han*²⁰⁾ は、平等にして獲得されたその他の家屋敷の上に、家屋を保持しているすべての者の前に、3年と3日 (*phy ar. ok þre daghæ*) 存在する (*standæ*)。もし彼が3年と3日以内に移動しうる (*gitær...aff fört*) ならば、彼は罰を免れる。もし移動しないならば、あらかじめ (*fore*) 許可 (*loff*) あるいは賃貸 (契約) (*legho*) を自身 (*sik*) とりつけなければならず、あるいはあらかじめ自身家を建設してしまわなければならない (*hawæ hus fore standit sik*²¹⁾)。そしてそのための賠償は必要でない。[§2—5]

当該規定の要旨は次のようになろう。平等と太陽分割制を旨とする村落は、共同体成員の増減等の変化に伴って、成員間に家屋敷の再配置を必要ならしめる。但しそのための移動には3年と3日が猶予される。さらにその期間内に家屋を移動しない者は、もしみずから家屋を建設するのない限り、そのための「許可」あるいは「賃貸 (契約)」を必要とする。さて、理解しがたい点も残されているものの、この解釈に基づくならば、家屋敷の位置とその耕地が互に対応している太陽分割制にあっては、家屋敷が賃貸契約によって従来のまま存続することになれば、耕地もそれに対応して当然従来のまま維持されたと判断できる。それは賃貸契約によったと想定される。(なお、太陽分割制の象徴としてたえず挙証される「家屋敷は耕地の母 (*(ær tomp akærs moper)*)」 (§2—6)) という語句において、家屋敷と耕地の相関関係をあまり厳格に考えない捉え方も北欧史学界に存在する。しかしこの点は本稿ではとりあえず措くこととする。) また、他人の未収穫地上の通交は、仮に「賃貸 (契約) (*leghæ*)」を理由としても許されない (§12—1) という規定からも、反面解釈を施せば、むしろ耕地が賃貸契約の対象となりうる蓋然性を有しているといえよう。

耕地が賃貸の対象となりえた蓋然性は否定しがたい。しかしながら村有林 (*bya skogher*) が

賃貸の対象となりえないのは、その性格上当然である（§§14—10）。そこで次の泥炭の採取に関する規定は、どのように解すことができるであろうか。

さて泥炭の切り取り（採取）（*torffskyrþir*）について語られる。他人の（被分割土地）部分（*annærsl teghe*）において、（また）村落の（分割）方法（*byæmal*）が実施されたすべて（の土地）から、いかなる者も泥炭を採取できない。それは事前に許可（*loff*）（を得た）とか、貸借契約（*laeghæ*）（による）とかを（理由と）することはできない。もしそれが村落規定（による分割区域）の外側（*utæn byæmal*）にあるならば、彼は望むところにしたがって（*hwar sum han will*）採取しても罰を免れる（*saklöso*）。各人は畦（*renær*）と堤（*diki*）を、自己の村落規定（による分配部分）内にある（*j. byæ mali sinmu*）自己の持分（*eghu sinni*）に応じて、確保（*aghi*）しなければならない。〔§9—2〕

当該規定において問題としたい箇所は、規定の前半部分、つまり「他人の部分」および既分割部分からの泥炭採取は、仮に「賃貸契約」を理由とすることによっても、許されないという点である。一語で言えば泥炭は賃貸の対象とはなりえない、という点である。ところで、泥炭そのものの賃貸が不可能であるとしても、それを産出する土地そのものは、これまでの検討によれば、賃貸可能であった。したがってここで問題になるのに、なにゆえに賃貸可能な土地から採取された泥炭に限って賃貸の対象となりえないのかという点である。筆者はこれを次のように考える。まず泥炭が不動産たる土地との関連を閑却され、まったく別な一種の動産として認識されていたことによるのではないか、と考えることができる。しかし動産たる家畜の賃貸にまったく問題がなかった（§29—2）のであるから、そうした範疇認識の相違という理由には当らない。次にこうした形而上学的観点からではなく、身近かな観点からみた場合、泥炭は日常生活にとって不可欠な必需品として認識されていたと推察することができる。仮にこの推察に基づくならば、むしろ泥炭はその必要性の高い程度からしてより一層有力な賃貸、場合によっては売買の対象となる傾向を否定できないのではないか。しかしそのような性格を持つ物質に転化するならば、それは同時に成員の生活自体を脅かす危険を孕む物質に転化したことを意味する。すなわち、仮に賃貸や売買が許されるならば、それを横杆として成員間に一部の富裕な者と、一部の没落した者とを招く事態となりかねない。一定の家屋敷、耕地等を確保せる人々をその構成員とする共同体にとって、こうした事態はあらかじめ阻止されなくてはならない。泥炭の賃貸禁止はこうした事情を考慮して、規定されたのではなかろうか。仮にこのように解せられるならば、共同体はその構成員の経済的、社会的分解を阻止すべく積極的に日常生活の分野に立入り、配慮していることになる。翻ってみれば、こうした措置は共同体が自からの一定の標準的構成員を主体として維持、運営していくうえで当然の自律的規制、つまり共同体規制の一端であった。したがってこの共同体的配慮、つまり共同体規制を、成員の主体性を疎外するがごとき介入であるとは、そもそも解

すべきではなかろう。

III

以上の検討によれば、大地はその所有形態においても、利用形態においても、個人的且つ主体的原理と共同体的原理という二律背反的関係の下に、一方に偏することなく相互に絡み合った関係の下に存在していたことを読み取ることができた。ここで二、三あらためて補足しておきたい。一方において屋敷、「特別地」、耕地、牧草地等の大地は、それを確保せる者にその境界標示の設置を義務づけ、したがってその破壊は死刑を以て臨まるるよう、極めて個人的帰属傾向を濃厚に示すものであった。しかし他方、そうしたすぐれて個人的色彩の濃厚なるを以て、大地の取得および利用形態はまったく自由な個人的裁量の下に展開していたかと問えば、それは否である。むしろそれらは共同体調和を旨として展開せる形態であった。それなればこそ、ある成員が共同体的調和に順応しがたい事態に遭遇するならば、彼は共同体的観点からなされる配慮あるいは援助に訴えることが可能であった。しかもこのような村落共同体に関わる諸事万端は、一定の条件を具備せる成員が中心となって、自律的に処理、運営した。したがって自律的原理に生きる彼らは、当然にも自からの成員間における階層分解、端的に言えば、一部の富裕化と一部の貧困化の生起を阻止すべく、換言すれば、成員間における従来の「平等」を維持すべくさまざまな配慮を施すことを怠らなかった。なお、ここにみられた共同体規制が成員の諸活動を一方的に疎外、規制するものではなく、むしろ彼らの活動を互に保障し合うものとしての相互規制であったことは言うまでもない。

以上示された二、三の特徴は、前稿との関係で言えば、差し当っては前稿で得られた分析結果をほぼ再確認したといえる。このように本稿は、前稿での分析結果を再確認しつつ、前稿の検討内容を幾分なりとも豊かにする役割を果すことはできたとはいえ、本稿の冒頭で述べたとおり、極めて限定された史料に基づくものであった。したがって本稿で検討された諸点は、より包摂的な史料および文献を活用することにより、後日の再検討に委ねる所存である。

註

- 1) 「北欧中世（スエーデン）における土地所有形態」『城西経済学会誌』第21巻、第2・3号、1985年12月。
- 2) 本稿の原典テキストは *Samling af Sweriges Gamla Lagar (corpus juris Sueo-Gotorum antiqui)* (以下 *SSGL* と略記), Vol. III: utg. C. J. Schlyter, *Uplands-Lagen*, 1834 を使用し、当該原典より直接邦訳することとする。但し、邦訳に際しては以下を参考とする。*SSGL. vol. XIII: C. J. Schlyter, Ordbok till Samlingen af Sweriges Gamla Lagar, 1877* (以下 *ORD* と略記)。*SSGL, vol. III (op. cit)* 卷末語彙集。Utg. Åke Holmbäck/Elias Wessén, *Svenska Landskaps-*

lagar, tolkade och förklarade för nutidens svenskar (以下 *SLL* と略記), *vol. I: Östgötalagen och Upplandslagen*, 1933. Elof Hellquist, *Svensk Etymologisk Ordbok*, (以下 *Etym* と略記), *vol. I-II*, 1980. Claudius Frh. v. Schwerin, *Schwedische Rechte Älteres Wesgötag, Uplandslag (Germanenrechte, Texte und Übersetzungen, Bd. VII)*, 1935 (以下 *SchR* と略記)

法典(史)の詳細は別稿(本稿註1)註11参照。

- 3) 村落における農民間の土地分割の基準(尺度), あるいはそれに基づく分割地。*ORD*, s. 102. *SSGL*, *vol. III*, s. 304. *Kulturhistoriskt lexikon för nordisk medeltid från vikingatid till reformationstid*, 1956—1978/1981—1982 (以下 *KLMN* と略記), *vol. II*, s. 389—403.

なお, 史料をそのまま引用する場合は, 原典原語のまま記し, 格変化等もそのままとする。名詞の単数, 主格および動詞の原形あるいはそれぞれの変化については *ORD*; *SSGL*, *vol. III* 卷末語彙集をみよ。なお史料の原語綴りと上記用語集の見出しとは異なるのが常である。両者がはなはだしく異なり, 単語の検索に困難を伴うと思われる場合に限り, 註記しておいた。

- 4) 前稿(本稿註1)ヴェストゥイエータ法書ではアトゥング(*attunger*) (前稿註42)に相当する。
- 5) *giærþi* とは *geærþi* のこと。元来柵を意味する。しかしここではそれによって囲まれた畠地(*ager v. pratum consaeptum*)。*ORD*, s. 247. *SSGL*, *vol. III*, s. 337.
- 6) *wægh* とは *vœgher*。一般に道路を意味。しかしここでは道路の縁(*sida, latus*)。*ORD*, s. 727. *SSGL*, *vol. III*, s. 435.
- 7) *ORD*, s. 222; *SSGL*, *vol. III*, s. 332 によれば, 歩道として使われる鋤き残し地(*åkerren*)。*SLL*, *vol. I* によれば歩道(*gångstig*) (s. 161)。*SchR* では *Gehrain* (S. 195)。
- 8) *ORD*, s. 196—7; *SSGL*, *vol. III*, s. 326 によれば, 鳥のみが降りられる畠の縁(*margo agri*)で, 通行不可。*SLL*, *vol. I* によれば鋤き残し地(*åkerren*) (s. 161)。*SchR* では *Vogelrain* (S. 195)。
- 9) *hwærfft*→*hværva* (*SSGL*, *vol. III*, s. 338).
- 10) *æffwþi*→*aervuþi* (*SSGL*, *vol. III*, s. 447).
- 11) *SSGL*, *vol. III*, s. 239 n. 66.
- 12) *rör* とは境界標示のための「置き石」。ここでは杭と石の配列方法が規定されている。
- 13) *by allæn*について, *SLL*, *vol. I* では *hela byn* (s. 162); *SchR* では *ein ganzes Dorf* (S. 197)とあり, しかも *SSGL*, *vol. III*, では *by* の第2の語義 *by : pagns* として, 当該規定部分を用例として挙げている (s. 304)。これらの解釈にしたがえば, 農民は村落の全体を所有している場合に限り, 各自の柵に有責となり, 村落のある部分を所有していない場合は, 柵に必ずしも有責とはならない, と解せられる。この解釈は不可解である。筆者は *by* を上記 *SSGL* において第1の語義,『住居』(*bostad, ([enstaka]) gård : domicilium*) (同所)と解したい。筆者は, この農民に「住居のすべて」を所有する標準農民たる完全農民を想定しているのであり, 彼らこそが自分の柵に責任を持ち, 生産活動に励んだと判断する。
- 14) 共同体的関係から離れ, 個人的に帰属した土地。他に §§10—1; 17—3・5; 18 参照。*ORD*, s. 673. *SSGL*, *vol. III*, s. 433. *SchR*, S. 197 N. 1. *KLMN*, *vol. XIX*, s. 340—41. *Etym*, *vol. II*, s. 1288.
- 15) *SSGL*, *vol. III*, s. 332.
- 16) ここで, 何故非馴致家畜の侵入は賠償の対象となりうるのであろうか。筆者はとりあえず次のように考える。非馴致家畜は予想外の異常な行動をとりやすい。したがってこうした家畜による柵侵入には, その設置者に対する「柵の倒壊」の非に該当しないのではないか。このために賠償の対象となるのではないか。
- 17) 王の徵税官, 各地区(*härap*)に派遣される。*ORD*, s. 414—5. *SSGL*, *vol. III*, s. 373.

- 18) こおり柳や綱が、門と門柱の蝶番の代用品として使用された。*ORD*, s. 504, 682. *SGL*, vol. III, s. 391, 422.
- 19) この一文章は原典では、utan han sa halfwæn öre ællr minnæ þa byrghi han sinu. þa andri wærnælaghær byrghiæ sinu. とある (*SGL*, vol. III, s. 227), ところで, *SchR* では Außer er sät (nur) ein halbes Öresland oder weniger, da ernte er das seine, wenn die anderen Zaun-genossen das ihre ernten. (S. 203) *SLL*, vol. I では, Men om någon sår ett halvt öresland eller mindre, då skall han bärga sin jord, då de andra i hägnadslaget bärga sin. (s. 166) *SchR* と *SLL* では正反対の内容を記している。前者によれば二分の一エーレスラント以上を播種する者は、原則としてそれが自分で収穫するのであり、後者によれば、二分の一エーレスラント以下を播種する者は、それが自分で収穫することになる。筆者は *SchR* が原典に忠実であると考える。この文章から、零細播種地以外は、原則として農民はそれが収穫作業に責任を負ったことを読み取ることができる。
- 20) hanについて, *SchR* では es, つまり das Dorf (S. 195). *SLL*, vol. I では den, つまり en by (s. 160)。いずれも han を『村』と解している。しかしこれは筆者には理解しがたい。筆者は han を、次の文章に登場する、移動予定の共同体成員と考える。
- 21) この部分は, *SLL*, vol. I では har han förverkat husen genom att de stått för länge (s. 161), *SchR* では er hat das Haus durch das Stehenlassen verwirkt (S. 195)。双方とも放置（棄）による家の喪失（没収）と解している。しかし原典からはこのような解釈は理解しがたく、ここでは原典に即して試訳した。